

保育環境チェックリスト (年)

I 子どもの全体像を捉える

大	小	チェック項目	チェック項目の説明	確認欄	マニュアル内容
1	基本属性	1) 基本属性*1を把握しているか。	子どもの名前、生年月日、年齢(月齢)、性別を正確に把握し記録しているか。		書面調査において決められた書式がある。
					収集された情報が、記録され、職員が活用しやすいように整理している。
2	観察所見	1) 身体状態を把握しているか。	①入所時における子どもの出生の状況、発育歴、既往症、身体状態、疾病、感染症、平熱など子どもに関する情報を収集し記録整理されているか。 ②登園時および保育中に、身体状態、疾病、感染症、顔色、外傷、体温等の情報収集と視診を行っているか。 ③子どもの健康支援として、個別の配慮をおこなっているか。		入所説明会後等、個別に子どもの状態等を聞き取れる機会を作っている。
					園独自の入所前健康診断調査票があり、について嘱託医の指導を受けて調査項目*2、面接項目が設定している。既往歴や予防接種、健診結果、アレルギー等の状況が記録、整理されている。
					母子健康手帳を参考に、出生前(妊娠中)の状態*3とその後の発育・発達状態*4や既往症*5、予防接種*6などについて把握している。
					定期検診*7の情報を把握している。
					登園時に保護者から直接子どもの健康状態や家庭での様子を収集している。口頭、書面(連絡帳等)
					登園時に子どもの身体に直接触れたり、顔貌を観察、視診している。
		2) 発育の状態を把握しているか	行政により定められた規定に基づき、適切な健康診断、乳児健診、蛭虫検査等を行い、保健計画や個別の支援計画に生かしているか		観察は登園時に限ることなく一日を通じて異常の有無を個別に確認できるような形式を作成し、観察時間と記録者がわかるようにしている。
					登園時保育中、異常を発見した保育する場合、その保育方法について*8を嘱託医・看護師と連絡がとれるような体制がある。
					予薬を受けつける場合、予薬依頼書、受付者、保管場所等受け入れ体制が整っている
					身体測定・年1回以上の健康診断、歯科検診、ぎょう虫検査等の実施をし記録している。
					身体発育評価*9を実施し記録している。
					健診の際に嘱託医から全員の乳幼児一人一人の診断の結果に基づく保育において必要に応じて指導がある。
3) 発達の状態を把握しているか。	①子どもの発達を評価し、個別支援計画に活用しているか ②発達の状況を保護者と共有しているか ③保育者自身が発達に関する専門性を高める機会があるか		年間保健計画を策定している。		
			子どもの発達の基準を定めている。園内で統一された発達評価表がある。		
			精神運動機能発達状態を把握している。		
			個人の発達記録簿があり、整理しされている。		
			記録簿に記入する時に保育者間で話し合い、多面的な評価を実施している。		
			発達の記録は年齢に合わせた頻度で行い、個別支援計画作成に生かしている。		
4) 生活習慣の状態を把握しているか。	①入所時に子どもの生活習慣(睡眠、排泄、衣服の着脱の状態、入浴・シャワー浴の状態、食事)、遊び等に関する情報収集をしているか。 ②家庭での様子を把握しているか ③保育中、子どもの健康状態を把握しているか ④24時間を視野においた生活リズムの把握をしているか。		連絡帳などで、保護者にその日の子どもの様子を必ず伝えている。		
			保護者からの発達に関する相談の機会が日常的にある		
			クラス便り等で、保護者に一般的な発達について知らせている。		
			子どもの発達について疑問などが浮かんだとき、すぐに相談できる人が園内外にいる。		
			子どもの発達について理解し、子ども一人一人の特性に応じ、発達の課題に配慮して保育している。		
			入所説明会後等、個別に子どもの状態等を聞き取る機会を作っている。		
5) 対人関係の状態を把握しているか。	①入所時における子どもと保護者との愛着関係を把握しているか。 ②子どもから見た保護者との関係と子ども同士(仲間)との関係を把握しているか。		書面調査の書式として設定している。		
			収集された情報を記録し、職員が活用しやすいように整理している。		
			調査項目や質問項目には、子どもを理解するのに必要な事項を記入している。		
			登園時、自宅での食事、排泄、睡眠、遊び等の状況を保護者から直接情報収集している。		
			食事、排泄、午睡、機嫌、体温等、保育中の心身の健康状態を観察し、記録している。		
			午睡の際の呼吸状態の観察が行われ、記録している。		
6) 保育歴を把握しているか。	入所(園)前の面接時に保育歴について把握しているか。		子どもの生活リズムを大切にしながら自己活動を重視しながら生活の流れを安定し、かつ、調和のとれたものになっている。		
			就学のための生活リズムを整えるように働きかけをしている。		
7) 子どもを取り巻く状況を把握しているか。	気になる行動*10、行動障害、自閉的傾向、癖*11(指しゃぶり、爪かみ、吃音、チック、頻尿、抜け毛等)の状況を把握し記録しているか。		親子の愛着関係について、 入所前、必要に応じて慣らし保育を実施している。		
			時間帯による子どもの変化(友だち、保育者、保護者との関わり)をきちんと把握している。		
3	(1) 基本的な人権	1) 子ども自身の権利が守られているか。		保育所・幼稚園・乳児院・児童養護施設等の児童福祉施設の利用理由と時期、またその時の子どもの状態を把握し記録している。	
				年月齢に相応でない子ども自身の気になる行動、行動障害の状況を把握し記録している。	
				①子ども自身が虐待(身体的・心理的・ネグレクト・性的)されていないか。	
				虐待や不適切な養育について早期発見、早期対応を徹底しており、必要に応じて専門機関と連携をとることができる(関係機関との連携参照)	
	②本人の代弁者となる保護者や大人が的確に本人の代弁をし、自己肯定感を育てているか		子どものサイン*12,13を把握し、虐待が疑われる際の対応の方法が明確にされている。		
			常に「子どもの最善の利益」の観点に立ち、子どもに愛情を持って接する		
			多様性(ジェンダー、人種、文化、宗教等)に対する配慮を怠らない		

保育環境チェックリスト (年)
II. 家族の全体像を捉える

大	小	チェック項目	チェック項目の説明	確認欄	マニュアル内容
1	(1) 基本属性	1) 家族の全体像を捉える時の基本的な面接技法を知り、相談を実施しているか。	①面接・相談の場所や時間に配慮しているか。 ②受容 ^{*1} 、共感 ^{*2} 、傾聴 ^{*3} 、非審判的態度 ^{*4} に配慮しているか。		プライバシーが守られる個室で相談・面接を実施している。 夜間保育利用者の時間に合わせた面接時間を配慮している。 相談を受けたことは必ず記録に残す。 面接では、保護者の不安を軽減する努力をしている。 保護者の自己決定を尊重している。 非審判的態度で接し、家族のこれまでの努力を最大限評価(コーピング)している。 守秘義務を徹底することを保護者に明らかにし、知り得た情報の漏洩を防止している。
		2) 基本属性を把握しているか。	家族の氏名、性別、生年月日(年齢)、住所、家族構成、同居の有無について記録しているか。		基本属性(氏名、性別、生年月日、家族構成、住所、連絡先)を把握し、記録している。 保護者の就労状況(勤務先、勤務時間、連絡先)を把握し、記録している。 保護者の緊急連絡先を把握し、記録している。 保護者以外の送迎がある場合、その方の住所、緊急連絡先を把握し、記録している。
2	(1) 家族理解	1) 家族の問題を把握しているか。	相談年月日、保護者の相談理由、主訴 ^{*5} について記録しているか。		子育てに関する保護者の意向を把握しているかを把握し、記録している。 問題はいつから始まったのか?(どのくらいの期間に及ぶのか、どのくらいの頻度で生じるのか)を把握し、記録している。 問題が起こる状況について(いつ、どこで、誰が、どんな状況で)把握し、記録して。 家族の問題に対する感情や姿勢はどうかを把握し、記録している。 問題が生じてから生活にどのような変化 ^{*6} が生じたのかを把握し、記録している。 問題に対処している主な家族は誰かを把握し、記録している。 どのような対処をしているのかを把握し、記録している。
		2) 家族歴を把握しているか。	家族の生活歴 ^{*7} について、必要に応じて記録しているか。		生活歴を必要に応じて把握し、記録している。
		3) 家族の育児力を把握しているか。	①育児の協力状況(家庭内での役割)について、必要に応じて、記録しているか。 ②子どもへの接し方 ^{*9} (子どもへの言葉遣い、子どもと遊ぶ時間、一緒に食事をとる機会の有無、就寝時の関わり、家族との読書頻度、子ども同伴の買い物、子どもに対する感じ方)について、必要に応じて記録しているか。		家族ぐるみで育児の協力が出来ているのか ^{*8} を必要に応じて把握し、記録している。 子どもへの言葉遣いについて把握している。 子どもと遊ぶ時間について把握している。 子どもと一緒に食事をとる機会の有無について把握している。 子どもの就寝時のかかりについて把握している。 絵本を読み聞かせる機会の有無について把握している。 子どもと買い物に行く機会について把握している。 子どもに対する感じ方について把握している。
3	(1) 基本的な人権	1) 家族が子どもの権利を守っているか。	生命の保護、健全育成を含む「最善の利益」の保障、虐待の回避、年齢に応じた意向の尊重、不当に保護者から分離されない権利を守っているか。		子どもに対する身体的な暴力(身体的虐待) ^{*10} が行われていないか把握している。 子どもに対する性的虐待 ^{*11} が行われていないか把握している。 子どもに対する心理的虐待 ^{*12} が行われていないか把握している。 子どもに対するネグレクト ^{*13} (放置、保護の怠慢)が行われていないか把握している。 子どもの意見を聞き、年齢相応の対応をしているか把握している。
		2) 子どもの最善の利益を優先させた家族の権利を守っているか。	知る権利(情報アクセス権)、意見表明権、自己決定権への支援保障、サービス受給権、不当に拘束されない権利、プライバシーの保護、個人としての人格の尊重、財産保護、差別をさ		憲法で保障されている基本的人権(第11条)、幸福追求権(第13条)、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(第25条)、教育権(第26条)、勤労権(第27条)、労働基本権(第28条)などが基本的に守られているかどうかをはじめ、地域社会から差別をされずに生活する権利、個別ケアを受ける権利、個別の問題等に対して質の高いサービスを受ける権利、自己決

©筑波大学 国際発達ケア・エンパワメント科学研究室

III 子どもを取り巻く望ましい環境

大	小	チェック項目	チェック項目の説明	チェック項目	項目
1	(1) 物的環境	1)適切な保育空間を確保しているか。	①子どもの生活や学びを考えた保育室・園庭を工夫しているか。		目指す保育が実現する保育空間となるように努力する。
			②日常のケアのために使いやすい空間や家具の工夫をしているか。		衛生的で子どもに合ったサイズの家具が使いやすく配置されている。身長に応じて、台*1などにより高さの調整できる椅子を使う*1。
			③室温・湿度などの快適性への配慮がされているか。		換気をし、極度の空調をしないようにする*2。
			④室内の明るさが適した明るさである		昼間の保育時間、昼寝の時間、夜の睡眠時間*3により適した照明に調整している。
			⑤音に対する配慮があるか		音や声の大きさに配慮し、場面に応じた静かな時間があるか
		2)子どもの生活や学びに応じた保育空間があるか。	①安心してくつろげる空間があるか。		リラックスできる場(空間・時間)がある。
			②多様性を受容する環境があるか		多様なジェンダー、人種、年齢、能力、文化に触れる教材や保育内容がある
			③食事ができる空間を工夫しているか。		子どもが自分で食事ができる環境があるか(幼児:自分で食事の準備や片づけを行う環境があるか)
			④障害を持つ子どもや保護者にとって生活しやすいか		車いすで出入りできる出入口、便所があるか
			⑤地域の状況*4を把握しているか。	周辺の住宅形態、住民の年齢層、住民の転入出の特徴、歴史・文化、子どもの遊び場、交通	
	(2) 安全	1)安全に配慮しているか。	①子どもの使うもの・口にするものについて安全性*5を確認しているか。		おもちゃなども素材について配慮し、決められた時間に必要に応じて消毒をし適切に管理する*5。
			②子どもが出かける場所・道路・公園や施設の設定の安全を確保しているか。		保育中に出かける施設(公園や散歩のルート)について、遊具や交通量の特徴を把握し、安全に子どもが活動できるよう配慮する。園外保育用の書式があるか。
		2)防犯・防災・緊急時対策*6があるか。	①施設と保護者で、緊急時の連絡手段・連絡網などを確認・徹底しているか。		園としてどのように対応するのが徹底されている。必要に応じて、掲示するなどして、利用者に対応を伝える。
			②保護者の連絡先(確実に取れるところなら職場などに限らず、親戚なども考慮に入れる。携		保護者の連絡先だけでは、確実に連絡が取れない場合があるので、その他の連絡先を確認する。
			③インターホンなどで訪問者*7が確認できるか。		いつ・どのような訪問者が来・帰っていったのか、確認できるシステムを作る*7。
			④防犯ビデオ・防犯ベルを設置しているか。なるべくなら警備会社等と連携しているか。		警備会社との契約(直通回線がある)、警察への直通の通報装置があることが望ましい。
			⑤防災対策について確認・実施しているか。		前項①⑦を参照に、どのように対策を立て、保護者や諸機関と連携するのか明確にしている。
			⑥定期的な避難訓練を実施しているか。		同左。避難訓練をするたびに、見直す点がないかを点検する。通報の仕方・避難誘導のルール・事務員・調理員などの動きはどうか。点呼はスムーズか。
		3)安全教育をしているか。	⑦地域の医療機関の連絡先や地図をわかりやすいところに掲示しているか。		利用者、専門職の両者に分かりやすいようにする。
			危険にあったときの対処方法(大声をあげる・とにかく人のいる所へ逃げる・そのときの注意点		安全教育が指導計画に位置付けられているか
	(3) 保育内容	1)月齢・年齢に応じた保育内容を整備しているか。	①保育課程、教育課程に基づいた指導計画がある		自園目指す保育に向けた書式が整備されている
			②個別のニーズに応じた日課がある。個別援助計画がある(0歳〜3歳)。		規則正しい生活リズム*8は大切であるが、24時間を勘案した一人一人の子どもに応じた過ごし方がある程度できる
			③家庭との連携を取りつつ、その子のリズムに合わせて作ることを心がけているか。		登園時間の直前まで寝ている場合が考えられるので昼寝の時間を考える・帰宅した後の睡眠時間などから、園での就寝時間を考えるなど、幅をもたせて考える。子どもにとって、どういう生活リズムが望ましいのかを念頭におきながらその子のリズムを整えていくようにする。
			④日課の中に集中して活動する時間とリラックスして過ごす時間*9を組み入れている。		戸外遊び、室内遊びがあり、子どもが遊びを選ぶ*10環境がある
⑤発達や興味に応じた保育環境が整備されているか				自分で好きなように遊ぶことができるコーナー(センター・ゾーン)や十分な玩具が準備されている	
2)季節・地域性などを取り入れ保育しているか		①季節感(地域性(地元のお祭り)を大切にしたい夜のお過ごし方を考慮しているか。		季節感や地域性が生かされる行事を取り入れる。	
		②保護者の出席しやすい時間帯の懇談会、イベント、運動会等を開催しているか。		懇談会やイベント、運動会など、アンケートを取るなどして夜間保育利用者は多様な利用時間帯なので、保護者の参加しやすい日程・時間帯を考慮して設定する。	
		③栄養バランスや旬の食材*11に考慮しているか。		旬のものに触れる機会を多くし、そのことを食事中の話題に乗せて季節感を養う。	
		④食物アレルギーを持つ子どもへの対応は保護者の意見だけでなく、医師の診断のもとに		医師の診断によって行う。反応する素材・症状・調理方法・その期間など、診断に応じて対応を変えていく。そのための懇談を設定している。	
		⑤食事のマナー*12、好き嫌いへの対応について考えられているか。		好き嫌いをどのようにするか*13園として・クラスとして話し合っている。(無理に食べさせることで食事自体を嫌いにならないように、しかし、残すことの是非も話し合	
3)食事に配慮しているか	④子どもたちが楽しくほっとしながら食べる時間として大事にされているか。		食事中、会話を楽しむなど和やかな雰囲気心がけている。		
	⑤什器(食器)の安全性(子どもにとっての使いやすさ、割れやすさ、環境ホルモンなど)に		子どもが自分で食事しやすいサイズの食器や家具を使っている。		
	⑥食育活動として調理活動*19を取り入れる、野菜作りをするなどを取り入れ、食への興味を		自分たちの育てた野菜を調理するなどの活動を通じて、食への興味や関心が高まり、さまざまな食材や調理法に親しんだり、食を大事にする姿勢が養われる。		
	4)就学への準備をしているか。	年長児では、就学のためのリズムを整えていくように、保護者とも連携しながら工夫しているか。		小学校での生活リズムに配慮し園での生活リズムを整える。	
				保護者がその生活リズムを作るように伝え、可能な部分から実行できるようにする。	
3	(1) 保育体制	1)担当制の確保と十分な引継ぎをしているか。	交代勤務制を採用している場合、次の担当への引継ぎが十分できるよう連携しているか。		引継ぎ事項について、一人一人の子どもの様子を記入できる記録用紙を整備することで、伝達事項の漏れを防ぐ。その時間を取るよう勤務内容を組み込む。短時間でできるようなす
		2)専門職の専門性に関する自己評価マニュアルがあるか。	基本能力に関するもの(観察力、注意力、洞察力、判断力、柔軟性、共感性、創造性、知識、		これらの項目が取り入れられた自己評価マニュアル等がある。
		3)担当者が問題をひとりで抱え込まない体制があるか。	同時に複数の担当者が関わる(バックアップシステム等)ことにより、ひとりの専門職にかか		複数で対応できることは、専門職の負担軽減になるので積極的にシステム化する。
		4)専門性を高めるための体制や研修の機会があるか。	研修の機会があるか。		保育者としての専門性、保育の知識、技術、倫理観に裏付けられた判断を高めるために、OJT,OFF-JT,SDSの体制が園内で整備されている(所(園)内研修、所(園)外研自己研鑽の
		5)情報を適切に管理しているか	記録報告の書式があり、適に保管し整理されているか。		会議報告・研修報告・相談事例・個人記録に必要な書式を統一し、取り扱方が決まっている
		6)苦情に対応しているか	苦情、不平、不満に対する窓口があるか。		園内の体制がある 第三者委員が決まっており、保護者に知らしている
		7)客観的評価の場があるか。	第三者評価等の導入があるか。		第三者評価*16を、客観的に園のサービスについて捉える機会として、受けることについて検討する。
	職門	1)全体的な話し合いの場を共有しているか。	園長、主任、スタッフが定期的に話し合う場があるか。		会議・所内(園内)研究会など*18。

©筑波大学 国際発達ケア・エンバワメント科学研究室

IV. 関係機関^{*1}との連携を強化する

大	小	チェック項目	チェック項目の説明	確認欄	マニュアル内容	
1	(1) 機関連携	1) 専門性に応じた機能分担をしているか	①他機関他業種 ^{*2} の現状を尊重しているか		保健・医療・福祉を主に、教育・法律・司法等の支援内容、具体的な利用の仕方を把握している。受付時間・窓口・必要手続き等の情報を収集している。	
					地域の関係機関の役割、連絡先、受付時間等を一覧にして、職員が目につくところに貼り、情報を共有している。	
			②専門性を生かした連携を心がけているか		緊急時(急病、事故、事件、火災、地震等)の協力可能な他機関、特に医療機関、消防所、警察に関する窓口、対応範囲の確認を行い、一覧にして貼りだし、利用ができる園内の体制安全確保のため、警備会社、地域の警察署(交番)と連携関係にある。定期的な巡回、有事の際の支援の受け方の把握をしている。	
				連携する専門職同士 ^{*3} がお互いに尊敬をはらった言動を心がける。相手の立場を理解し、連携を行う。		
			2) 情報の共有を行っているか	連携に必要な情報を専門職が共有するための工夫を会議・書面・口頭でしているか。		連携先の専門職に対して長時間保育の実態(子ども、保護者、職員)サービス内容(保育時間、宿泊保育、緊急保育、一時保育、病児、病後児保育等)、入所児童(年齢、人数、等)定期的に話し合いの場を持つことで、各専門職 ^{*3} の役割を詳しく知る。お互いの限界を知り、その上で役割分担を確認
					緊急時に、警察、消防、警備会社との連絡方法、連携の内容が決まっており、職員が周知している。	
					地域の支援者(ボランティア) ^{*4} の受け入れや、協力体制がある。園行事への参加、日常保育への参加交流の機会がある。	
			3) 利用者の自己決定の促しがあるか	サービス利用者の意思を尊重し、連携に関しての十分な説明がされているか		専門職は、ボランティア、NPO、その他を含めたソーシャルサポートネットワーク ^{*5} の中で、地域の人々と協働して支援の輪を広げられるように、ソーシャルワーカー ^{*6} としての力をつけ誰が見てもわかりやすい記録 ^{*7} の書き方、支援内容に応じた書式がある。専門用語の定義、語句の表現に対して共通理解がある。
					定期的 ^{*8} に専門職が情報のやりとりが出来る機会、場がある。	
					連携の際、長時間保育所でのようなサービスを提供できるか。関係機関に情報を提供している。(会議の場、各種サークル活動、広報活動、ホームページ等の利用。)	
		4) 利用者の自己決定 ^{*15} の促しがあるか	①サービス利用者 ^{*12} の意思を尊重し、連携に関しての十分な説明がされているか		専門職が、会議 ^{*9} ・書面・口頭の機会を十分生かせる技術 ^{*10} を持っている。	
				連携に必要な情報とは、支援の目的に合った最低限度の情報であり、情報収集ばかりに力をいれないように気をつける。		
				この人なら話せそうという相互信頼と、親和の関係(ラポール) ^{*11} が成立している。		
		5) 柔軟な連携を行っているか	こまめな連携を心がけ、形式上の会議に終わらないように心がけているか。		事前説明により、利用者の合意を得ている。専門用語は極力避け、利用者に分かりやすい言葉で内容を説明する。	
				随時話し合いの機会を持ち、利用者の意思の確認を行う。利用者の話をよく聞き、希望、価値観を知っておく。		
				長時間保育利用者については、利用者の勤務時間帯を考慮し、話し合いの設定は利用者とともに、参加しやすい時間を設定する。		
		(2) 支援の評価	1) 子どもと家族の変化を把握しているか	サービス利用によって子どもと家族にどのような変化が見られたかを把握し、次の支援に結びつけることができているか。		利用者の地域性 ^{*13} 、利便性 ^{*14} を考えた支援を心がける
					サービス利用の決定権は利用者にあることを支援者は自覚し、利用者が自分でサービスを選ぶことができるように、必要に応じて、意思決定に必要な情報を提供する。	
			2) 個別性 ^{*22} への配慮を行っているか	子どもと家族の個々の状況に応じた支援であったかの評価を行っているか。		日頃から家族内で問題について話し合う事の大切さを伝え、キーパーソン ^{*16} を中心に円滑に意思決定が行われるよう ^{*17} に援助 ^{*18} する。
	利用者が同じ悩みを持つ仲間との関係を作ることへの援助を行う。互いに励ましあい、情報を提供しながら問題を解決することの勇気づけを行い、指示する。					
	3) 個別性への配慮を行っているか	子どもと家族の個々の状況に応じた支援であったかの評価を行っているか。		日頃から地域の話合い、自治会活動に参加することで、地域の人びととのつながりをもつ。		
			各機関のいつ、どこに行けば、誰がいて、どの様な支援が受けられるか ^{*19} を日頃から知っておく。			
	4) フィードバック ^{*23} を実施しているか	利用者の状況や結果を必要に応じて確認していくことで、状況に応じ、随時支援計画、支援		連携の事例について、必要に応じて話し合い、各機関、専門職の役割を決め、支援の方向を確認しあう。		
			定期的 ^{*20} な会議の他に、日頃から電話、FAX、インターネットを利用した連絡の方法がある。			
				他機関からの問い合わせ、連絡に対して担当者を決め、継続して担当する体制がある。担当者がいない場合のため、補助の担当者がいて、いつでも対応する事ができる。		
				利用者の健康状態(精神的、肉体的)満足度について把握し、記録に残す。		
				直接援助を受ける子どもと保護者等利用者の変化が違う場合を見逃すことが無いように、常に子どもの視点に立った支援を心がける。		
				利用者の情報や支援の状況 ^{*21} は随時記録され、責任者に確認されている。		
				会議の際、①～③の状況の変化を関係機関に報告し、支援の見直しに生かしている。		
				どの子ども、どの家族も、ともにみな様ではない。利用者の話をよく聞き、好み、希望、価値観、生活信条、文化的背景を理解し、認める。		
				長時間保育利用の場合、保護者の勤務状況や生活事情は様々であり、子どもの生活状況も多様であることを認める。		
				子どもや保護者の個別事情や要望を聞いた後、決められた書式に記録をしている。		
				個別事情に変化があった場合は修正、加筆を行い、変化の経過がわかるようにしている。		
				子どもと家族の個別性に関する情報は専門職間で共有化され支援に活用されている。		
				利用者の状況 ^{*24} を定期的、随時確認 ^{*25} 、必要に応じて支援の見直しを行う。		

大	小	チェック項目	チェック項目の説明	確認欄	マニュアル内容
2	（1） 連携による 権利擁護	1) 利用者の利益、権利に配慮した対応を行っているか	各機関の専門職が子どもと家族の利益、権利を守るための配慮を行っているか。		連携に関して、子どもと家族が持つ権利に対して分かりやすく説明を行う ^{*26} 。
					子どもや家族の権利の危機例えば、虐待、家庭内暴力(DV)が疑われる場合、嘱託医、地域の児童相談所、福祉事務所、民生委員、児童委員、保健所、市町村保健センター等要保護虐待や暴力が疑われる場合でも、警察、司法関係機関や児童相談所と連携し、保育所としては、常に親子の立場に沿って援助する役割を担う。
					利用者がどのようなサービスを必要としているか、他機関の専門職や、地域、行政に対して利用者のニーズ ^{*27} を代弁する役割を担っている。
		2) 専門職の人権に対する意識の向上を図っているか	子どもと家族の権利、権利擁護に対する勉強会の開催、人権意識について周知、徹底をはかっているか。		権利擁護に関する外部研修への参加をしている。
					研修参加に対する勤務上の配慮がある ^{*28} 。
					外部研修で学んだ事や、得た情報をまとめ、園内研修等を通して、他の職員に伝える機会がある。まとめた資料、研修報告書が閲覧することができる。
		3) プライバシーへの配慮を徹底しているか	①守秘義務 ^{*31} の徹底が図られている。		園内研修や日常保育を通して、利用者の権利を考え、常に利用者に対して敬意をはらった言動を心がけている。
					子どもの権利保障 ^{*29} に対する視点 ^{*30} がある。
					援助の段階で知れた利用者の情報について、他者に漏らしてはならない。
			②個人情報の保護のための情報管理が徹底されているか。		情報を共有化しなければならない場合は、利用者に事前に説明し、同意を得ることが必要。
					連携の際には、支援の目的にあった、必要最小限の情報のみ共有する。
					特に配慮が必要な事柄 ^{*32} の保護。
	決められた場所の保管、管理者を決める。保管場所は職員以外はわからないようにする。施錠をし、園外への持ち出しは禁止されている。				
	会議等で必要な場合は個人情報を守るためのルール ^{*33} があり、厳守されている。				